

島根原子力発電所 2 号炉 審査資料	
資料番号	EP-068 改10(回 2)
提出年月日	令和 2 年 5 月 7 日

令和 2 年 5 月
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2 号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第12条（安全施設））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成26年7月24日	静的機器における対象系統の抽出過程を明示すること。	第129回審査会合 (平成26年8月5日) にて説明	審査会合資料 4 - 1 2. 静的機器の単一故障
2	平成26年7月24日	多重化、多様化の有無、対象系統、使用時間及び機器の機能を明示すること。	第129回審査会合 (平成26年8月5日) にて説明	審査会合資料 4 - 1 添付1 - 3
3	平成26年7月24日	抽出された対象系統の図面を添付すること。	第129回審査会合 (平成26年8月5日) にて説明	審査会合資料 4 - 1 添付1 - 3
4	平成26年7月29日	重要度が特に高い安全機能を有する系統の抽出過程を詳細に説明すること。	第129回審査会合 (平成26年8月5日) にて説明	審査会合資料 4 - 1 添付1 - 2
5	平成26年7月29日	多重性又は多様性が要求される機能について独立性をどのように確保するか説明すること。	第129回審査会合 (平成26年8月5日) にて説明	審査会合資料 4 - 1 添付1 - 3
6	平成26年7月29日	サポート系も含めて多重性又は多様性及び独立性が確保されていることを説明すること。	ヒアリング (平成26年8月1日) にて説明	EP-009改04 添付1-3
7	平成26年7月29日	多重性又は多様性を有する系統が、それぞれの程度の設計容量を有しているのか説明すること。	ヒアリング (平成26年7月31日) にて説明	EP-009改03 添付1-3
8	平成26年7月29日	圧縮空気供給機能の多重性又は多様性及び独立性について詳細に説明すること。	第129回審査会合 (平成26年8月5日) にて説明	審査会合資料 4 - 1 添付1 - 3

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第12条（安全施設））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
9	平成26年7月29日	可燃性ガスの制御機能の多重性又は多様性及び独立性について詳細に説明すること。	ヒアリング (平成26年8月1日) にて説明	EP-009改04 添付1-3
10	平成26年7月29日	事故時の状態把握機能について網羅的に整理して説明すること。	ヒアリング (平成26年8月1日) にて説明	EP-009改04 添付1-3「No.29」
11	平成26年7月29日	可燃性ガスの制御機能について F C S のトラブル事例を踏まえて説明すること。	-	(柏崎特有の事例に対するコメントであり対象外)
12	平成26年7月29日	スプレイヘッドの接続が多重化されていることを明示すること。	第129回審査会合 (平成26年8月5日) にて説明	審査会合資料4-1 2. 静的機器の単一故障
13	平成26年7月29日	影響評価に関して従事者被ばくの考慮の要否を説明すること。	第129回審査会合 (平成26年8月5日) にて説明	審査会合資料4-2 1. 非常用ガス処理系、 2. 中央制御室空調換気系
14	平成26年7月29日	S / C 内の E C C S ストレーナを図示すること。	ヒアリング (平成31年3月19日) にて説明	残留熱除去系の系統概要図に記載。 (EP-068改01「12条-2.1-18 参照」)
15	平成26年7月29日	代替性の説明において定量的な評価結果を説明すること。	第129回審査会合 (平成26年8月5日) にて説明	審査会合資料4-1 添付1-3「No.4」, 「No.7」
16	平成26年7月29日	中央制御室換気空調系の影響評価において相対湿度やリークイン等の評価条件の根拠を示すこと。	ヒアリング (平成31年3月19日) にて説明	<相対湿度の根拠> 島根2号炉は非常用チャコール・フィルタ・ユニットのフィルタに対して相対湿度70%以下となるよう設計している。 <リークインの根拠> 2017年8月2日に実施した中央制御室空気流入率測定試験結果0.082+0.003 回/h に余裕をみた値を設定。 (EP-068改01「12条-2.1-27, 補足説明資料29 参照」)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第12条（安全施設））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
17	平成26年7月29日	単一設計を採用している静的機器の抽出の過程の詳細を示すこと。	ヒアリング (平成31年3月19日) にて説明	設置許可基準規則第12条の解釈に基づき、重要度の特に高い安全機能を有する系統に対する静的機器の「単一故障」の考え方を整理し、対象設備を抽出している。 (EP-068改01「12条-2.1-1～4, 別紙1-1, 別紙1-2, 別紙1-3, 別紙1-4 参照」)
18	平成26年7月29日	中央制御室換気空調系のダクトについてはトラブル事例があるにもかかわらず故障発生の可能性が少ないとしている妥当性を説明すること。	ヒアリング (平成31年3月19日) にて説明	島根2号炉中央制御室空調換気系のダクトは、腐食孔及び全周破断の発生する可能性が低くなるよう、過去のトラブル事例を踏まえた適切な保守管理を行う運用としている。 (EP-068改01「12条-2.1-28～31 参照」)
19	平成26年7月29日	R H Rの多様性の説明について見直すこと。	ヒアリング (平成26年7月31日) にて説明	EP-009改03 添付1-3「No.4」
20	平成26年7月29日	補機冷却系の系統間の独立性についてタイラインが悪影響を及ぼさないことを説明すること。	ヒアリング (平成31年3月19日) にて説明	原子炉補機冷却系（区分Ⅰ）と原子炉補機冷却系（区分Ⅱ）のタイラインは、電動弁、逆止弁及び止め弁（常時閉施設管理）により系統分離が図られ、電動弁については電源区分も分離されており、共通要因又は従属要因によって同時に機能喪失することはない設計としている。 (EP-068改01「12条-別紙1-3-40,41 参照」)
21	平成26年7月29日	（非常用ガス処理系等の）静的機器の故障率について、海外の事例も調査し、説明すること。	—	（島根2号炉は、設置許可基準規則第12条の解説「単一故障の発生の可能性が極めて小さいことが合理的に説明できる場合」を適用し、単一故障の想定を不要としている機器はないため対象外）
22	平成26年7月29日	計測制御系の制御盤について独立性を有することを記載すること。	ヒアリング (平成26年8月1日) にて説明	EP-009改04 添付1-3「No.24～26」

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第12条（安全施設））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
23	平成26年7月29日	中央制御室換気系の影響評価について破断想定個所を示すこと。	ヒアリング (平成31年3月19日) にて説明	<p><居住性評価> 居住性評価において、最も厳しいフィルタ機能喪失を想定した評価としており、具体的な破断想定個所は設定していない。</p> <p><ダクト修復作業の被ばく評価> 修復作業において、最も厳しくなるフィルタ表面での線量評価結果を使用しており、具体的な破断想定個所は設定していない。 なお、修復作業期間の確認では、最も作業期間のかかる個所として高所に敷設されているダクトの破断を想定した。 (EP-068改01「12条-2.1-33,37, 12条-別紙1-9-7 参照」)</p>
24	平成26年7月29日	修復の可能性について詳細に説明すること。	ヒアリング (平成26年7月30日) にて説明	EP-009改02 P.15～16, P.30～31
25	平成26年7月29日	影響評価に関して異常年検定の結果を示すこと。	ヒアリング (平成26年7月31日) にて説明	EP-009(補)02 補足説明資料P.16
26	平成26年7月29日	補機冷却系の系統間の独立性について燃料プール冷却系のタイラインが独立性に悪影響を及ぼさないことを説明すること。	第129回審査会合 (平成26年8月5日) にて説明	審査会合資料4-1 添付1-3「No.4」
27	平成26年7月29日	修復に要する時間について説明すること。	ヒアリング (平成26年7月30日) にて説明	EP-009改02 P.16, P.30
28	平成26年12月25日	中央制御室換気空調系の通常運転ラインが破損した場合の影響について説明すること。 (屋外から給気ケーシングに接続されている配管が単一設計部分として想定されていないため、破断した際の影響について評価すること)	ヒアリング (平成31年3月19日) にて説明	<p>通常運転ラインは事故時に運転員の被ばく防止のために用いるものではなく、酸欠防止として用いる場合があるが破損しても居住性に影響は小さい。また、閉塞し外部からの空気取り込みがない場合を想定しても、720時間後も許容酸素濃度以上の20.6%、許容二酸化炭素濃度以下の0.28%を確保されるため、通常運転ラインが破損した場合でも、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の観点で居住性に影響は生じない。 (EP-059改01「26 条-別添1-3-23 参照」)</p>

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第12条（安全施設））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
29	平成27年4月13日	中央制御室の換気系を共用している場合はその換気容量を説明すること。	-	（島根の場合1号炉の廃止措置計画の認可に伴い、1号中央制御室空調換気系は安全上重要な設備ではなくなり、廃止措置段階においては維持管理対象設備に含まれていない。 このため、1号炉中央制御室空調換気系の使用を停止し、2号炉中央制御室空調換気系により1号炉中央制御室も含め通常時及び非常時の換気を行うこととし、1号及び2号炉の相互接続箇所は切り離れた運用としており対象外。）
30	平成27年4月13日	中央制御室の相互接続について位置付けを説明すること。	-	（島根2号炉は1号炉と中央制御室を共用しており対象外）
31	平成27年4月13日	廃棄物処理系の制御室の位置付けを明確化すること。	ヒアリング (平成31年3月19日) にて説明	廃棄物処理系の集中監視制御を行う廃棄物処理制御室は、居住性の確保等の安全機能を有する施設ではないことから、発電用原子炉施設としての重要度分類対象外である。
32	平成27年4月13日	共用している安全施設の安全性について（設備容量の観点だけでなく）詳細に説明すること。	ヒアリング (平成31年3月19日) にて説明	島根2号炉の共用している各設備について、容量のみではなく相互接続による影響又は運用等を考慮しても、安全性を損なうことはない設計としている。 (EP-068改01「12条-2.2-13～18 参照」)
33	平成31年3月19日	RHRモード切替が事故15分後としている根拠を示すこと。	ヒアリング (平成31年3月27日) にて説明	15分の根拠として、10分間の時間的余裕、操作に要する時間等を適切に見込んだ時間である旨を追記した。 (EP-068改02「12条-2.1-23 参照」)
34	平成31年3月19日	RHRの代替冷却における評価結果の実際の数値を示すこと。	ヒアリング (平成31年3月27日) にて説明	表2.1.3-5を修正し、RHRの代替冷却における評価結果を記載した。 (EP-068改02「12条-2.1-25 参照」)
35	平成31年3月19日	Rw/Bにおける中央制御室空調換気系がRw/B空調と分離されていることを示すこと。	ヒアリング (平成31年3月27日) にて説明	2号炉中央制御室空調換気系の一部は、廃棄物処理建物の非管理区域に設置されているが、放射性廃棄物の処理施設等が設置されている管理区域内を換気している廃棄物処理建物空調換気系とは独立している。 (EP-068改02「12条-2.1-28 参照」)

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第12条（安全施設））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
36	平成31年3月19日	24h後のSGT故障後の線量上昇要因について説明すること。	ヒアリング (平成31年3月27日) にて説明	24h以前は、原子炉棟内の気体がSGTフィルタ（99.97%）により よう素が除去され、さらに高所放出されることで線量が低減されるが、 24h後のSGT故障後は、これらの低減効果がない状態で原子炉棟 内の気体が漏えいするため、主によ素による内部被ばくの影響で線 量が上昇する。
37	平成31年3月19日	被ばく評価条件について、他社条件との相違も整理する。	ヒアリング (平成31年3月27日) にて説明	他社の被ばく評価条件と同等であることを確認した。
38	平成31年3月19日	緊急時対策所の1号炉との共用にかかわる法令上の整理をすること。	ヒアリング (平成31年3月27日) にて説明	島根 1号炉は廃止措置段階にあり、設置許可基準規則第34及び 第61条に基づく緊急時対策所の設置は求められていないと考えている ため、緊急時対策所は 1号炉と共用しない。
39	平成31年5月14日	別紙1-参考1「過去の不具合事例とその対応」について、過去事 象も踏まえ、事業者としての対応を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	過去に他プラントにおいて発生したダクト腐食事象に対する予防処置 として、外気取入れ部のダクトの内面点検を3 C（C：保全サイク ル）に設定し、点検を実施していたが、島根 2号炉の中央制御室 換気系のダクトにおいて腐食事象が確認されたことを受け、点検範囲 を腐食が想定される外気取入れラインすべてのダクト（内面側）に見 直し、点検周期についても3 Cから1 Cへ見直す等の再発防止対 策を定めた。 (EP-068改04「12条-別紙1-参考1-1」)